



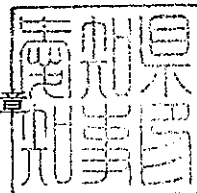
行政文書開示決定通知書

3人第430号

令和3年12月2日

田中 智之 様

愛知県知事 大村 秀 章



令和3年11月24日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	・職務に専念する義務の免除に関する規則第2条第6号に該当する主な場合 〔・愛知県職員服務規程第18条第1項第3号で規定している、「別に定めるところ」に該当する文書〕	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和3年12月7日 午前9時30分
	場 所	県民生活課（県民相談・情報センター） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用	10円
	2 写しの送付に要する費用 郵便切手	円分
担 当 課 等	人事局人事課監察室監察・サービスグループ 電話 052-954-6032（ダイヤルイン）	

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ担当課等までご連絡ください。

3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。